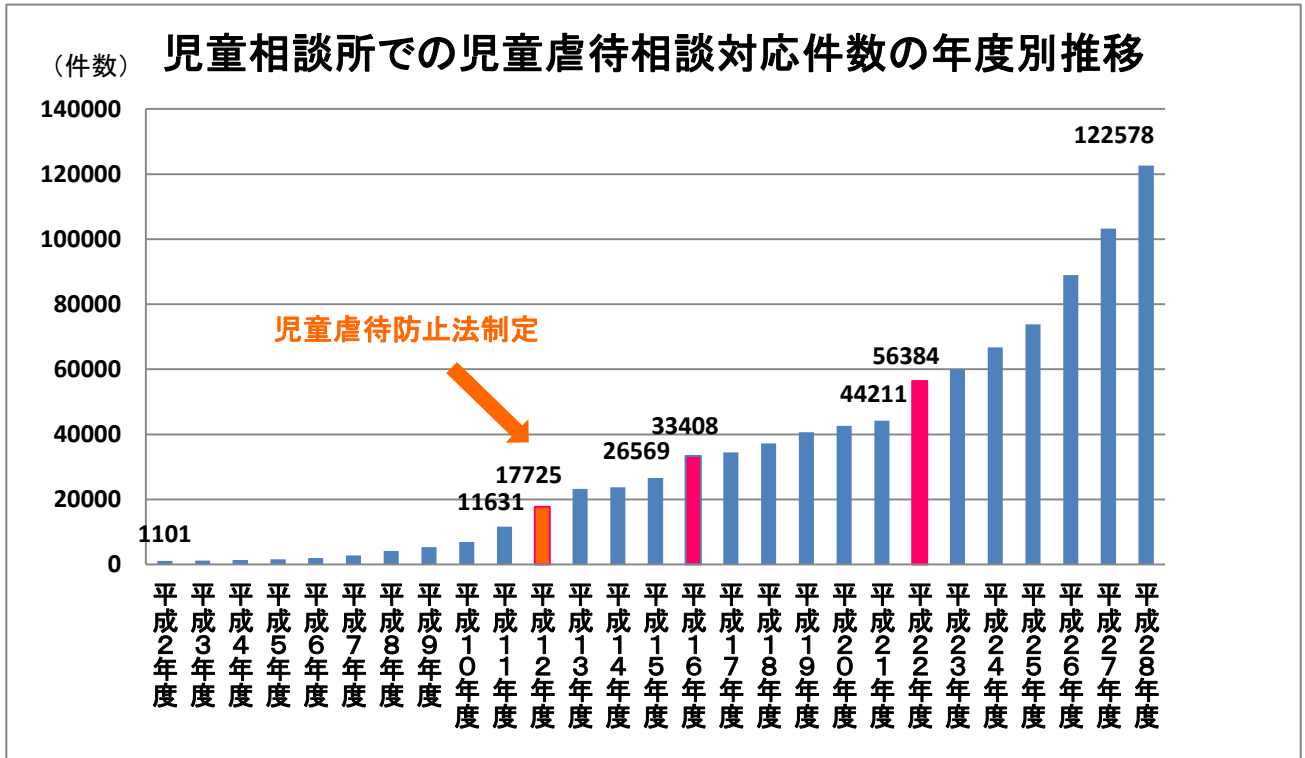


1 全国の児童虐待相談件数の推移（厚生労働省報告）

相談対応件数は年々増加し、平成28年度は122,578件（平成29年度速報値133,778件）と、この10年間でみて3倍に増加しました。図中の平成12、16及び22年度の件数に注目すると、前年度より相談対応件数の大幅な増加を認めます。その背景には児童虐待防止法の制定（平成12年度）や、社会的に注目をされた虐待死事件の発生等（平成16及び22年度）の影響による泣き声通告やDV相談に伴う警察からの増加があることを考慮する必要があります。虐待相談対応件数の増加の背景には、通告窓口の強化とその周知が進んだこと、潜在する不適切な養育、要支援家庭の発見・発覚の機会の増加、きょうだい例の受理等、種々の要因があると考えられます。

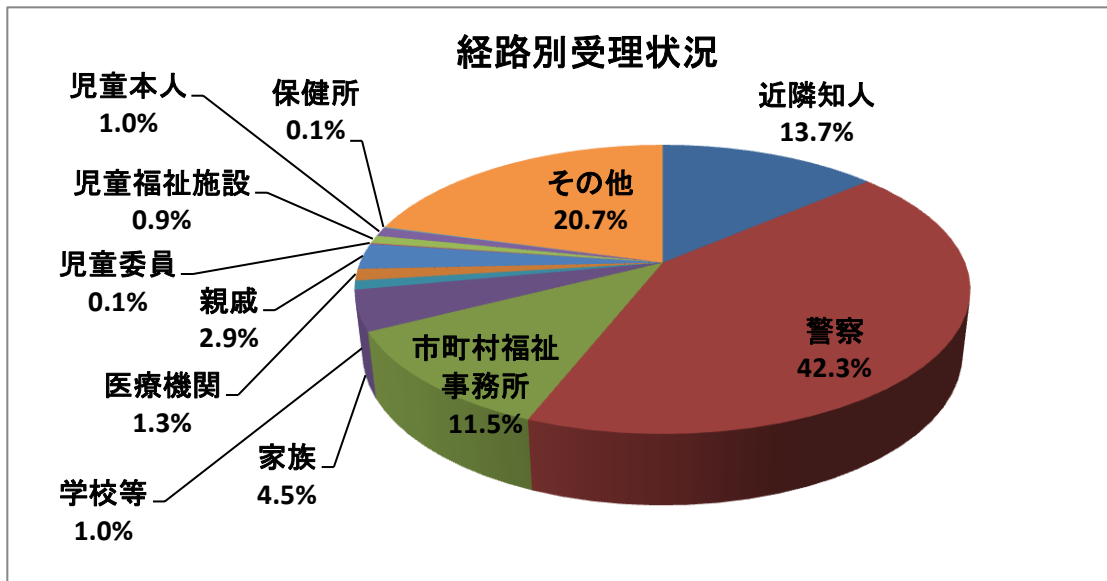


2 京都府児童相談所における児童虐待相談対応の状況（平成29年度）

京都府及び南丹管内における児童虐待相談受案件数（平成29年度は速報値）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29
京都府	528	619	732	964	1121	1,120	1,502	1,663
亀岡市	51	49	62	77	83	96	122	145
南丹市	17	17	18	22	40	17	22	46
京丹波町	3	3	5	5	10	9	3	9

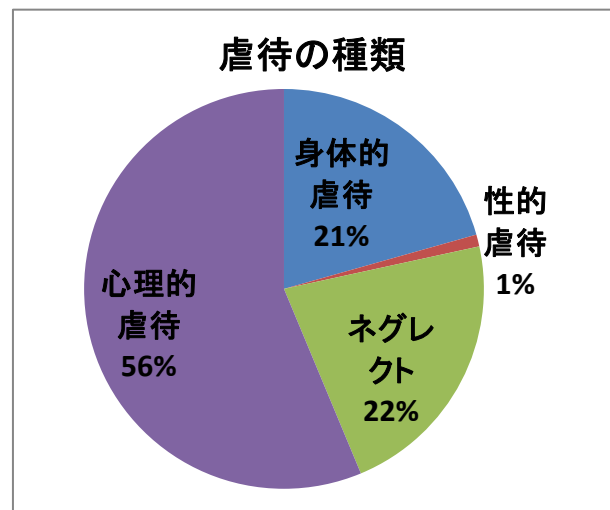
京都府児童相談所における児童虐待相談受案件数は、全国の傾向と同様に増加傾向にあり、市町村における相談対応件数を含めるとさらに多くなります。



通告経路でみると、市町村福祉事務所や警察からの受理が多く、医療機関については1～5%で推移しています。

3 虐待の種類と主たる虐待者（平成29年度）

虐待の種類では、心理的虐待が占める割合が最多で、性的虐待は1%と少ないですが、その実態が表に出ることが少ないことが背景にあると考えられています。



主たる虐待者は実母が最多であり、子どもの養育においては、母親の負担感が大きいことが背景にあると考えられます。

